

通達甲（地. 指. 捜1）第5号
平成13年8月22日
存 続 期 間

各 所 属 長 殿

地 域 部 長

このたび、別添のとおり、職務質問技能指導者等の指定に関する要綱を制定し、平成13年9月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

制定の要点

- 1 職務質問技能指導者、職務質問技能指導員及び職務質問技能準指導員の指定及び任務について定めた。
- 2 職務質問指導班の設置について定めた。

別添

職務質問技能指導者等の指定に関する要綱

第1 目的

この要綱は、地域警察官の職務質問技能（以下「職質技能」という。）を高めるとともに職務質問による各種犯罪の検挙の向上を図るため、職務質問技能指導者、職務質問技能指導員及び職務質問技能準指導員の指定等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 職務質問技能指導者

1 職務質問指導第一班及び職務質問指導第二班の構成

警視庁職務質問指導室職務質問指導第一班及び職務質問指導第二班は、職務質問技能指導者（以下「職質指導者」という。）をもって構成する。

2 職質指導者の指定及び解除

- (1) 職質指導者は、巡查部長以上の階級にある地域警察官のうち、平素の勤務成績が優秀で、かつ、極めて優れた職質技能及びその指導能力を有する者の中から地域部長が指定するものとする。
- (2) 職質指導者が配置換え若しくは職務換えとなったとき又は地域指導課長の報告に基づき、地域部長が職質指導者として不適任と認めたときは、その指定を解除するものとする。

3 職質指導者の任務

職質指導者は、次の任務を行うものとする。

- (1) 職務質問技能指導員（以下「職質指導員」という。）及び職務質問技能準指導員（以下「職質準指導員」という。）に対する現場における職質技能に関する指導（以下「現場実践指導」という。）
- (2) 地域警察官に対する講義、演技式等による教養
- (3) その他、地域部長が特に必要と認めた事項

4 職質指導者の勤務

職質指導者の勤務制及び勤務時間については、地域指導課長が別に定めるものとする。

5 職質指導者の派遣

- (1) 警察署長、自動車警ら隊長及び鉄道警察隊長（以下「署長等」という。）は、職質指導者の派遣を要請する場合は、別記様式第1号により地域部長（警視庁職務質問指導室職務質問指導第一班経由。以下同じ。）に上申するものとする。
- (2) 地域指導課長は、地域部長が派遣の決定をした場合は、職質指導者を派遣するものとする。
- (3) 前(1)及び(2)にかかわらず、地域指導課長が特に必要と認めた場合は、職質指導者を警察署、自動車警ら隊及び鉄道警察隊（以下「警察署等」という。）へ派遣することができる。

6 記章の着装

職質指導者は、次により職務質問指導班記章を着装するものとする。

- (1) 警視庁技能指導官の指定に関する規程（平成7年5月31日訓令甲第23号）により同規程第2条第4号に掲げる専門的技能等に係る警視庁技能指導官に指定された者別表第1に定める職務質問指導班記章
- (2) 前(1)以外の者 別表第2に定める職務質問指導班記章

第3 職質指導員

1 職質指導員の指定及び解除

- (1) 職質指導員は、警部補又は巡査部長の階級にある警察署等の地域警察官のうち、特に優れた職質技能及びその指導能力を有し、かつ、次のいずれかに該当する者の中から原則として所属ごとに1名以上を地域部長が指定するものとする。

ア 職務質問専科教養（警察庁の管区警察学校全国規模専科「職務質問」を含む。）を修了した者

イ 署長等が職質指導員として適任であると認めて推薦した者

- (2) 職質指導員が、配置換え若しくは他の警察部門へ職務換えとなったとき又は署長等の報告に基づき、地域部長が職質指導員として不適任であると認めたときは、その指定を解除するものとする。

2 職質指導員の任務

職質指導員は、次の任務を行うものとする。

- (1) 自所属の地域警察官に対する現場実践指導
- (2) 自所属の地域警察官に対する講義、演技式等による教養

(3) その他、地域部長が特に必要と認めた事項

3 記章の装着

職質指導員は、別表第3に定める職務質問技能指導員記章を着装するものとする。

第4 職質準指導員

1 職質準指導員の指定及び解除

(1) 署長等は、警部補以下の階級にある地域警察官のうち、優れた職質技能及びその指導能力を有する者の中から、地域各係（ただし、地域総務係を除く。以下同じ。）又は中隊ごとに1名以上の職質準指導員を指定するものとする。

(2) 職質準指導員が、配置換え又は地域各係若しくは中隊以外に職務換えとなったとき、又は署長等が職質準指導員として、不適任であると認めたときは、その指定を解除するものとする。

2 職質準指導員の任務

職質準指導員は、所属する係又は中隊の地域警察官に対する現場実践指導を行うものとする。

第5 指定証の交付

1 職質指導者及び職質指導員については、別記様式第2号に定める指定証を交付する。

2 職質準指導員については、前1に準じて署長等が指定証を交付するものとする。

第6 人事記録への登載

職質指導者及び職質指導員として指定された場合は、警視庁職員勤務記録表の取得資格欄に登載するものとする。

第7 報告

1 地域指導課長は、職質指導者を解除する必要があるときは、速やかに*別記様式第3号により地域部長に報告するものとする。

2 署長等は、次のいずれかに該当する場合は、別記様式第3号により速やかに地域部長に報告するものとする。

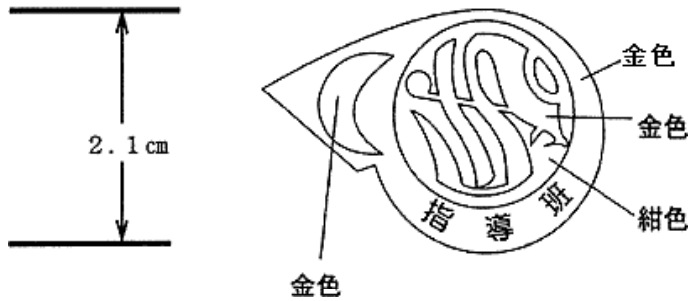
(1) 職質指導員を推薦し、又は解除する必要があるとき。

(2) 職質準指導員を指定し、又は解除したとき。

3 署長等は、職質指導者、職質指導員及び職質準指導員の特異な検挙及び取扱いについては、地域部長に報告するものとする。

別表第1

職務質問指導班記章（バッチ）



○ 記章の形状

(1) 記章の本体は、金属製、円形で長さ2.1センチメートルとする。

留め金は、ネジ式とする。

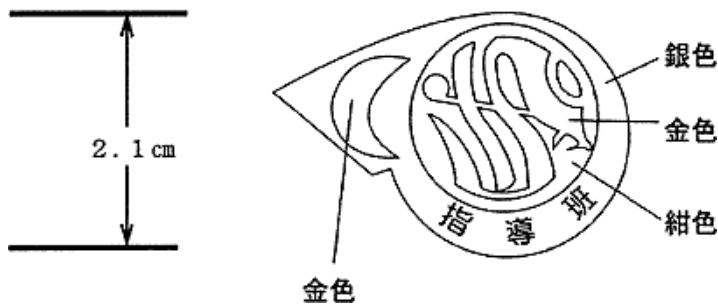
(2) 地色は金色とし、「指導班」の文字は黒色とする。

○ 着装の位置及び要領

警視庁警察官服制規程の運用について（平成6年3月22日通達甲（総. 装. 装3）第5号）に定める車長記章と同様に右襟とする。

別表第2

職務質問指導班記章（バッチ）



○ 記章の形状

(1) 記章の本体は、金属製、円形で長さ2.1センチメートルとする。

留め金は、ネジ式とする。

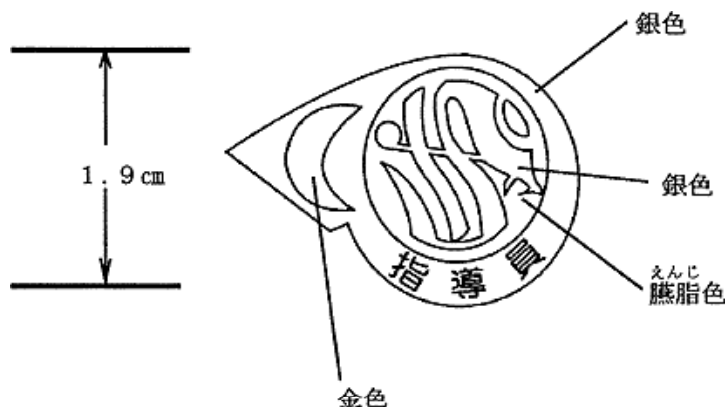
(2) 地色は銀色とし、「指導班」の文字は黒色とする。

○ 着装の位置及び要領

警視庁警察官服制規程の運用についてに定める車長記章と同様に右襟とする。

別表第3

職務質問技能指導員記章（バッチ）



○ 記章の形状

- (1) 記章の本体は、金属製、円形で長さ1.9センチメートルとする。
留め金は、ネジ式とする。
- (2) 地色は銀色とし、「指導員」の文字は黒色とする。

○ 着装の位置及び要領

警視庁警察官服制規程の運用についてに定める車長記章と同様に右襟とする。